

石川県公報

平成24年6月1日
第12497号(金曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示		次	
救急病院の認定	(医療対策課)	1	
保安林の指定	(森林管理課)	1	
○保安林の皆伐面積の限度	(同)	1	
随意契約の相手方等	(競馬総務課)	2	
		石川県証紙売りさばき人指定の一部改正(出納室)	3
		平成24年度石川県登録販売者試験公告(薬事衛生課)	3
		土地改良区の定款変更認可公告(経営対策課)	4

告示

石川県告示第279号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成24年6月1日

石川県知事 谷本正憲

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
珠洲市総合病院	珠洲市野々江町二部1番地1	平成24年6月1日	平成27年5月31日

石川県告示第280号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年6月1日

石川県知事 谷本正憲

- 保安林の所在場所
輪島市深見町ソ9、甲レ76
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第281号

平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定

による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成24年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	
奥能登東部 水源かん養保安林	44.30	
奥能登西部 "	153.78	
中能登東部 "	10.96	
中能登西部 "	50.66	
中能登中部 "	49.19	
中能登南部 "	78.98	
富来川神代川 "	7.08	
羽 昨 川 "	77.84	
犀川大野川 "	489.58	
手 取 川 "	1,168.93	
梯 川 "	274.04	
大 聖 寺 川 "	465.98	
小 計	2,871.32	
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.08	
奥能登西部 "	0.79	
中能登東部 "	0.28	
中能登西部 "	2.84	
中能登中部 "	0.42	
中能登南部 "	6.50	
富来川神代川 "	1.66	
羽 昨 川 "	18.16	
犀川大野川 "	7.49	
手 取 川 "	5.30	
梯 川 "	5.16	
大 聖 寺 川 "	0.12	
小 計	51.80	
中能登西部 干害防備保安林	1.68	
犀川大野川 "	1.32	
大 聖 寺 川 "	0.08	
小 計	3.08	
能登地区 保健保安林	134.52	
能登地区～手取川 "	65.34	
手 取 川 "	31.66	
手取川～福井県境 "	154.88	
小 計	386.40	
合 計	3,312.60	

石川県告示第282号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成24年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成24年度金沢競馬販売促進事業委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県競馬事業局競馬総務課
金沢市八田町西1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成24年4月2日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社 ケイ・シィ・エス
金沢市南町2番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
60,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定に該当するため

石川県告示第283号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。
平成24年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の金沢市の表15の項中「財団法人 石川縣市町村職員等ライフプラン協会」を「一般財団法人 石川縣市町村職員等ライフプラン協会」に改め、同表18の項中「社団法人 石川県指定自動車教習所協会」を「一般社団法人 石川県指定自動車教習所協会」に改める。

2の加賀市の表3の項中「角口 峯夫」を「三谷 亮吉」に、「加賀市山代温泉大和町」を「加賀市曾宇町」に改める。

公 告

平成24年度石川県登録販売者試験公告

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定により、平成24年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成24年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 試験を施行する期日
平成24年9月5日(水)午後0時30分から午後5時15分まで
- 2 試験を施行する場所
金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
- 3 受験願書の提出期間
平成24年6月18日(月)から同年7月13日(金)まで(郵送の場合は、簡易書留とし、当該期間内の消印があるものを受け付ける。)
- 4 受験願書の提出先
 - (1) 県内(金沢市を除く。)に居住する者
住所地を所轄する石川県保健福祉センター
 - (2) 金沢市又は県外に居住する者
石川県健康福祉部薬事衛生課

5 その他

詳細についての問い合わせは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
中村高畠用水土地改良区	平成24年5月24日
手取川七ヶ用水土地改良区	”